

#### 4. 学校事務職員としての判断

小泉劇場による規制緩和、新自由主義経済の強引な手法にひずみが出て、格差社会が時代を示す言葉となった。

5 安倍政権は小泉劇場の舞台に立ち、衆議院の数を頼りに強引な国会運営を行ない、教育基本法改正、憲法改正へと向かう国権的、中央集権的な国家システムをつくろうとした結果、先の参議院選挙で敗北した。

これを受けた来年度予算編成では格差是正が焦点にならない。

教育政策においても新自由主義的な責任を家庭や個人に負わせる政策は限界に達している。

10 ◇  
ところが、文部科学省は「ゆとり教育」批判を受け入れて方向転換したばかりで、家庭教育重視や授業専念、プラス管理体制強化の概算要求を行っている。

15 このような時代の要請から一步遅れた「教育の私事化」継続ではなく、就学前教育、補習授業対策教員の増員が政策の目玉にすることではないか。

20 学校事務に関していえば、就学援助事務加配、給食費問題（徴収の公費化も）、諸教材の公費化など下流に厚い政策への対応が緊急である。今回の概算要求では格差対応としては、放課後子どもプランの推進、幼児教育に係る負担の軽減等幼児教育の振興、帰国・外国人児童生徒受入促進事業、教育費負担の軽減（特定扶養控除に対する新たな上乘せ控除制度）など部分的なものに留まっている。

もちろん、それは対症療法的な「是正」でしかない。

25 ◇  
長期的な政策としては「持続可能な地域社会」を作るための世代を渉る政策の実現である。

時代転換を促進するためにも教育再生に名を借りた「教員の多忙化」などという内輪受けする根拠ではなく、格差是正のための教育政策と定数・配置計画こそが求められるものである。

30 例えば、学校事務の定数改善も教員の多忙化を軽減するための配置ではなく、名目は「12学級以上の中学校の2校区に1人の事務職員を加配する」という複数基準の改善のみとし、併せて「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第9条（学校事務職員）の4項にある就学困難な児童生徒にかかる奨励についての国の援助に関する法律第2条の規程による配置の改善、同法律施行令第4条にある配置の算定基準の25/100かつ  
35 100人以上を改善する措置がとられることを追求すべきである」と考える。

また、憲法第26条の規定にあるように義務教育は無償の原則に立っているのであるから、給食費や学校の教育課程で使用する教材は全て自己負担では

なく公費支出にすべきものとする。

世界的に比較しても日本の公的教育費予算は決して上位にあるのではない。

当面、給食費の公費化、その前段として保護者負担を校長一存の私会計にするのではなく、負担金として保育園の保育料などと同じく公的処理にすべきである。

5

これらの政策は戦後レジーム転換を図り国権的な教育体制を築く方向にある文部科学省の概算要求とは別に、時代の核心である格差是正に向けた取り組みである。



10 さて、新自由主義的な政策で行われた規制緩和や民間開放は、公共サービスとして担うべき役割を変え、結果として受益者へのサービス低下を招き、労働条件と賃金の格差社会を助長している。

学校事務の共同実施についても、その目的の適合性と意義を慎重に評価する必要がある。

15 少子社会にあって、児童・生徒数の減少と、これに伴う学校の小規模化は不可避の状況にあり、こうしたなかで教職員の人員不足や教員の多忙化が指摘されている。

このような課題に対し、学校事務の共同実施は学校の枠を越えた学校事務職員の動的な人員配置を可能にしたり、単数配置が圧倒的に多い義務制諸学校の事務職員に職場研修の機会を提供できる等の一定の効果はある。学校の自主性・自立性の確保にも、学校運営の土台を安定させるという意味で、ある程度の効果はあるだろう。

20

しかし、「学校」という枠を範囲として広げただけの共同実施組織であれば、基本的にはこれまでの学校事務組織を超えるものとはならない。

25 私たちが従来から主張してきたのは、もっと直接的に、地方行政の総体から学校事務分野の改善が必要であるということである。

重要な点は学校の事務組織を行政組織に位置付けるということであり、共同実施組織もこうした位置付けがない限りは学校事務支援以上の意味はない。



30 ここにきて、共同実施の目的が内部事務の集中処理から教員の多忙化対策に変質しようとしている。直接の教授活動以外の周辺業務を事務職員などで集中的に担うというものである。

しかし、これについては慎重に検討すべきである

35 なぜなら日本の教員の優秀さの一端は、直接の教授活動にとどまらず、指導に関連する一連の業務を「教育」としてきたことにあり、指導とは切り離せない付随業務が多々あるからである。

また、多忙化対策としての共同実施組織を見た場合、教員の周辺業務を集

中し、効率よく処理したとしても、この業務自体は「職務としての核がない空洞化したもの」となる。

5 自治体との組織的な繋がりを持たない「学校事務の共同実施」が組織の体裁を整えたとして、あまり意義を見い出すことはできない。逆に、この次元で「一定程度の制度的安定」を得てしまうことに危惧を覚えるのである。



一般論として学校事務職員は、学校を単位とした行政事務に従事し、必要に応じて校務を分担する職員である。自治体、地域及び学校が一体となり、学校教育を推進していくための条件整備という役割を担っている。

10 加えて、私たち学校事務協議会としては、格差社会、少子高齢社会、そして地方分権の流れのなか、市区町村の総合行政施策展開の拠点としても学校施設を位置付けること等を見据えて、学校を含む自治体の行政組織の再編が必要であるとする立場にある。

15 教育を含む、地方の様々な行政目的を達成していくためには、調和のとれた、柔軟性を保持した自治体レベルの組織体制が必要であり、したがって、都道府県や市区町村の組織から隔絶されている学校事務職員の閉鎖性を取り払うのが喫緊の課題であろう。地方行政に求められているのは、首長の責任と権限の下で、教育を含む自治体の諸課題について実効ある施策を展開し得る体制であり、組織である。都道府県や市区町村の教育行政組織に学校の事務組織を繋げることなしには、地方分権の核をなす課題に迫ることはできないのではないだろうか。（2007.8.31 自治労学校事務協議会）

20